

脱従属化の定義に向けて

前 田 満

1. 序

脱従属化は世界の多くの言語で見られるきわめて一般的な現象である。英語をざっと見渡すだけでも、すぐさま (1) のような構文が目にとまる。

- (1) a. Like I'm jealous of that! (= I'm *not* jealous of that.)
- b. If I ever heard. (= I *never* heard.) (Jespersen (1917: 27))
- c. Well, if it isn't my favorite gardener. (= It's indeed my favorite gardener.)
- d. That things should come to this! (*SRD*)
- e. If only I weren't so tired! (*LODCE*)

これらの構文には、(1a) の like や (1b–c) および (1e) の if, (1d) の that といった従位接続詞(subordinator) や補文標識 (complementizer) など、広く従属節に分布する要素が見られる。そのため、(2a–e) の構文をそれぞれ (1a–e) の構文の母体とみなすことには先験的な説得力がある¹⁾。

- (2) a. It's not like I care about that.
- b. I'm damned if I ever heard.
- c. Well, I'm hanged if it isn't my favorite gardener.
- d. I'm amazed that things should come to this!
- e. If only I weren't so tired, it would better.

従属節の独立節への発達はしばしば「脱従属化」(insubordination) と呼ばれる (Evans (2007), Evans and Watanabe (2016a), D'Hertefelt (2018), Beijering et al. (2019) など)。Evans and Watanabe (2016b: 32)

および Heine et al. (2016: 40), Dwyer (2016: 184), D'Hertefelt (2018: 2) なども指摘するように、脱従属化は言語においてごくありふれた現象でありながら、これまでのところ体系的な通時的分析がほとんどなされていない。それどころか、いまだどの現象を指して「脱従属化」とすべきかという点にすら共通認識が得られていない (D'Hertefelt and Verstraete (2014), D'Hertefelt (2018: 147))。その結果、どの構文を脱従属化構文 (insubordinate construction, 以下 IC) と認めるかについて研究者の間でも意見が分かれ、なおも活発な論争が続いている (D'Hertefelt (2018) および Kaltenböck (2019) など参照)。この状況下では、脱従属化を厳密に定義しようとする試みがまれなのも無理はない。とはいえ、何をもって脱従属化とみなすべきかを明確化することは、研究を進めるうえでの緊急課題となっている。本論の論考がこの現状をいささかなりとも払拭できれば、筆者としては光栄の至りである。

本論は、脱従属化の定義に向けての試論である。以前はほとんど注目されなかったこの現象だが、近年になってにわかに関心を浴びつつある。これは Evans and Watanabe (2016a) および D'Hertefelt (2018), Beijering et al. (2019) など、書名に「脱従属化」(insubordination) を冠する文献の増加によって示されている。だが、研究が進展して事実関係が浮き彫りになるにつれて、かえって多くの問題が明るみになった。これらの問題に対して構文化の観点から光を当てようというのが本論の主たるねらいである。

本論の構成は次のとおりである。2 節から 4 節までは、脱従属化をめぐる諸問題をとり上げ、先

行研究の洞察を俯瞰したうえで筆者自身の見解を述べる。まず2節では、脱従属化の本質と切っても切れない関係にある「従属」(subordination)の観点から脱従属化の本質にアプローチする。また、3節では、主節の脱落の関与を脱従属化の必須条件とすることを提案する。次に、4節では、ICにおける従属節の特性の有無と、脱従属化の定義特性ともいえる節の「独立性」の観点から脱従属化の本質に迫る。とりわけ後者の点について、筆者は、節が統語的独立と解釈的独立という2つの基準を満たしてはじめて独立節とみなしうると主張する。さらに5節では、従属節の独立用法の慣習化という観点からICを特徴づける。

6節以降は、主節の脱落(dropping)を伴う発達のみを脱従属化とする2節の主張に理論的・経験的裏付けを与える試みである。まず、6節では、筆者が念頭に置く構文化のモデルを概観し、続いて7節では、省略(ellipsis)と脱落の相違、脱落が構文化の付随現象であること、そして脱従属化が構文化の特殊例であることを示す。ここでの主張の根拠となるのは、筆者が「極性逆転」(polarity reversal)および「ゼロ支配」(zero government)と呼ぶ現象である。8節は本論の簡単なまとめである。

なお本論の分析では、Goldberg (2006)の提唱する構文文法(Construction Grammar)の諸概念、および前田(2022a)などで提案した構文化のモデルを用いる。

2. 従属の概念からみた脱従属化

まず、本節では、「従属」の観点から脱従属化の概念に迫ってみたい。もっとも「従属」の定義は研究者によっても異なり、しかも言語間の類型的相違がその煩雑さに輪をかける。例えば、伝統的な「従属」の定義は形態統語的(morphosyntactic)な基準を拠り所とするが、形態統語的特性の通言語的多様性²⁾を考えると、こうした定義は類型論的(typological)な分析には不向きである(Cristofaro (2003)など)。だが、現時点では、これらの点を考慮に入れた包括的な従属の定義は存在しないと行ってよい。したがって、以下の議論では、これ

らの問題には目をつぶり、より一般的な「従属」の理解に従う。本論では、便宜上、節間に非対称的(asymmetrical)な統語的關係——例えば、埋め込み(embedding)および修飾(modification)のように、一方が他方の構成素(constituent)をなす(一方が他に依存する)関係——が成り立つ場合を「従属」とみなしたい(Huddleston (1984: 382–383), Haspelmath (2007: 46), Van Linden and Van de Velde (2013: 226)など)。

以上の定義により、例えば次の復文の強調部分が従属節とみなされる。

- (3) a. The doctor thinks *it's an allergy*.
 b. Fred has asked me *to go with him*.
 c. It looks *like the opening night is a huge success*.
 d. Ronnie went home to change *because Betty didn't like her outfit*.
 e. Well, we'll discuss it *after certain people have gone*.
 f. *If I refuse the job* will he get it?

また、談話機能の観点からすると、典型的な従属節は独自の発語内の力(illocutionary force)をもたず、主節の発語内の力に包摂される(Verstraete (2007))。本書では、便宜上、これらの特徴づけに適合するものを「従属節」と考えることにする。

以上の「従属」および「従属節」の特徴づけからすると、「脱従属化」とは、従属節が本来の非対称的な依存関係から「解放」(emancipate)され、機能的かつ構造的な独立性を獲得する過程として規定できる。また、そのように考えると、歴史的に他の節(主節)に従属した節に由来する構文のみが脱従属化の射程内に入る。これはそのまま構文の由来に脱従属化が関与するかどうかをはかる1つ目の認定基準となる。

- (i) かつて他の節に対して従属関係にあったことが実証可能であること

なお(i)は以下の議論で提案するすべての基準に優

先して適用されねばならない。というのも、この基準は脱従属化構文（IC）の認定の際の**十分条件**（sufficient condition）となるからである。すなわち、かりに他の基準すべてを満たしていなくても、従属節起源が経験的な手法で実証可能であれば、当該構文はICとして認定されることがある。

また、いうまでもなく、この基準は印象論的な判断に委ねられてはならない。実証主義に重きをおく通時的構文研究のアプローチでは、構文の従属節起源は、必ず歴史資料の精査を通じて示されねばならない。例えば、Evans (2007: 370) は従属節がいくつかの段階をへて独立節へと発達するシナリオを提案している。しかし、このシナリオは限られた共時的資料の比較のみから描かれたものであって、あくまでも憶測の域を出ない(D’Hertefeldt (2018: 5))。だが、脱従属化が通時的現象であるかぎりその説明には通時的分析が不可欠である。この点はいくら強調しても強調しすぎることはない。

3. 半脱従属化構文と脱従属化構文

ところで、Evans (2007: 385–386) は、たとえ名残のようなものであっても「主節の要素」を保持する構文をICとして認定しない。このような主節の要素を部分的にとどめる構文は、しばしば「半脱従属化構文」(‘semi-insubordinated construction’) と呼ばれる (Van Linden and Van de Velde (2014), Beijering et al. (2019: 11), Beijering and Norde (2019: 83), Wiemer (2019) など)。半脱従属化構文の候補としては、例えば Christensen and Heltoft (2010: 95) があげる次の構文が該当する。

(4) *Gid jag var hjemme på Bornholm.*
 PTL I be:PRET home on Bornholm
 ‘I wish I were back on Bornholm.’

Christensen and Heltoft によると、(4) の *Gid* は *Gud give at ...* ‘God give that ...’ に由来し、主節の要素が小辞化した名残であるという。

たしかにこのような構文の発達は、従属節の独立節への発達という点では脱従属化と共通しているが、主節の名残がなおも構文内に残存するとい

う点では他の一般のICと異なる。本論でも従属節の要素だけからなる構文のみをICとして扱うが、これにはもっともな経験的根拠がある。後述のように、筆者は主節の脱落が関与する事例のみを脱従属化と考える。一方、半脱従属化構文の発達に主節の脱落を伴わないものが多い (Beijering et al. (2019: 17) も参照)。例えば、(4) で見た *gid* の小辞化には脱落でなく、融合 (fusion) が関与している (‘*Gud give at ...*’ > ‘*Gid*’)。この点からすると、半脱従属化を脱従属化と同一視することは、異なったメカニズムによる通時の変化を混同することになりかねず、よって好ましい方針とはいえない。

以上の点から、筆者は2つ目のICの認定基準として、次の(ii)を提案する。なおこれは過去の文献において論じられていない、いわば筆者独自の主張である。

(ii) 主節全体の脱落が関与する構文であること

この認定基準により、(4) のような半脱従属化構文が正しくICのカテゴリーから除外される。この判断は、半脱従属化構文とICの間の発達過程の違いを考えると、十分直観にかなったものだろう。なおこの主張の是非については、6節以降で再び取りあげ、理論的・経験的見地から検討する。

4. 脱従属化の本質に関わる認定基準

では、次に脱従属化の定義特性に注目したい。まずその前に、Evans が脱従属化をどのように定義しているか見てみよう。以下は、それぞれ、Evans (2007: 367) と Evans and Watanabe (2016b: 2) による定義である。

[Insubordination is] the conventionalized main clause use of what, on prima facie grounds, appears to be a formally subordinate clause.

The phenomenon of insubordination ... can be defined diachronically as the recruitment of main

clause structures from subordinate structures, or synchronically as the independent use of constructions exhibiting prima facie characteristics of subordinate clauses ...

Evans and Watanabe の定義は、脱従属化を通時的・共時的観点に分けて定義する点が Evans (2007) のものと異なるが、両者の内容は基本的に同じである。これらの定義によると、脱従属化とは、かつての従属節が独立節へと転用されること、また、その結果、従属節が独立節へと再分析 (reanalysis) される過程を指すものと解釈できる。しかし、頻繁に引用されるものの、これらの定義には致命的な曖昧性が潜んでいる。なぜなら、定義の核心となる ‘main clause use’ または ‘independent use’ が十分に明確化されていないからである (D’Hertefelt and Verstraete (2013: 94))。

さて、D’Hertefelt (2018: 7) によると、先に引用した Evans (2007) の定義から次の2つの認定基準が抽出できる。すなわち、Evans はこれら2つを IC の定義特性と考えるのである。

- (iii) 従属を合図する何らかの標識 (の痕跡) を示すこと
- (iv) 独立して使用可能なこと

以下では、これらの認定基準について逐次検討を行い、脱従属化の本質を炙りだしたい。

4.1 従属を示す標識の有無

まず(iii)の認定基準から見てみよう。ICに見られる従属節の指標には、補文標識や従位接続詞、不定詞標識や分詞 (participle) の動詞形、さらには接続法 (subjunctive) のような従属節に広く分布する動詞形態などが含まれる (Evans (2007: 377–384))。その他、従属節に分布する形態統語的特性であればおよそ何でもよい。

例えば、言語によっては、従属節に特有の語順もまた従属の指標の1つとみなされよう (D’Hertefelt (2018: 8), Beijering et al. (2019: 2) など)。例えば、典型的なドイツ語の従属節では、(5) に示すように、定形動詞 (finite verb) が節末に置かれる。

- (5) a. Du weisst, dass ich dich
you know:PRES:2g COMP I you
liebe.
love:PRES:2sg
‘You know that I love you.’
(D’Hertefelt (2018: 8))
- b. Ich erinnere mich nicht ob
I remember:PRES:1sg Refl NEG COMP
sie eine Karte hatte.
she a ticket have:Pst:3sg
‘I don’t remember whether she bought a ticket.’
(D’Hertefelt (2018: 4))
- c. Ich bringe es, wenn ich morgen
I bring:PRES:1sg it when I tomorrow
vorveikomme.
drop-by:PRES:1sg
‘I’ll bring it, when I drop by tomorrow.’
(Durrel (2011: 393))

すなわち、ドイツ語では、補文標識 *daß* ‘that’ だけでなく、定形動詞の配置もまた従属を合図する指標とみなしうる。

さて、以下に示すドイツ語の IC では、定形動詞は節末に現れる。

- (6) a. Duß er auch immer zu spat kommen
COMP he also always INF late come:INF
muß.
must:PRES:3sg
‘Why does he always have to come late?’
(Haider (1986: 68))
- b. Ob er wohl verschlafen hat?
COMP he oversleep:PP have:PRES:3sg
‘I wonder if he has overslept?’
(Haider (1986: 54))
- c. Wenn er doch endlich hier ware.
COMP he yet finally here be:SUBJ:3sg
‘Only if he would finally be here.’
(Haider (1986: 54))

例えば、(6a) では、定形動詞 *muß* ‘must’ が節末の

位置を占めるが、これは主節で見られるドイツ語に特徴的な V2 (= verb second) 語順と対照的な語順である³⁾。また、(6b-c)でも、定形動詞は節末に位置している。先ほどの基準に照らすと、(6a-c)の語順は、これらの構文が従属節に由来することを示している。

本節で論じたとおり、従属節由来の要素が見られない構文は上掲の認定基準(iii)により IC のリストから除外される。ただし、すでに認定基準(i)を満たしている構文——その従属節由来が他の点から明らかなケース——であれば、かりにこの認定基準を満たさなくても IC と判定されうることは、2節で述べたとおりである。

4.2 節の独立性

次に、上掲の認定基準(iv)は、Evans 等の脱従属化の定義における ‘main clause use’ もしくは ‘independent use’ の曖昧性と直接関連する。Evans の定義が節の解釈面にふれていないところからすると、おそらく彼はこれらの表現によって「統語的独立」(syntactic independence) を意図しているのだろう。すなわち、Evans のいう「独立した」は単に「主節をもたない」あるいは「主節なしでも使用できる」と解すべきであろう。その結果、主節をもたない疑似従属節構造はいずれも IC と認定される。実際、Evans および彼を支持する研究者はかなり広い範囲の構文を IC と認める。これに対して、筆者はもっと制限力の強い IC の定義の必要性を感じている。というのも、後述のように、「主節をもたない」ことは必ずしも構文の「独立性」を意味しないからである。

この点で、筆者は制限力の強い定義をとる D’Hertefelt and Verstraete (2014: 96) および D’Hertefelt (2018: 182) の考えに強く共感する。まず、これらの研究者によると、IC の定義には、Evans の考える統語的独立に加えて、「解釈的独立」も必要となる。すなわち、これらの研究者は、**構造的にも解釈的にも自律している**ことが ‘main clause use’ あるいは ‘independent use’ の必須条件だと考えるのである。「独立性」ということばの原義に照らすと、これはしごくもったもな指摘であろう。

他方、上述のように、Evans は構文の解釈的依

存性の有無にさほど注意を払わない。結果として、Kaltenböck (2019) など、Evans の流れをくむ数多くの研究では、特定のコンテキストでしか使用されないコンテキスト依存度の高い構文も IC として扱われる⁴⁾。こうした構文は、統語的に独立しているものの、コンテキストに強く依存するという点で、完全に「独立」した構文とはいえない。独立節が一般に強いコンテキスト依存性を示さないことを考えると、真に「独立」した構文とは、構造的にも解釈的にも自律した構文であるべきだと筆者は考える。

ここで、外見上主節を持たないものの独立節とはみなされないケースをいくつか見ていこう。まず、主節を持たない従属節であっても、先行文脈に「主節」の候補が存在する場合は IC とはみなされない (D’Hertefelt (2018: 14-16))。例えば、(7) では、A₂ の ‘If you hurry.’ は、B の ‘May I go freshen up first?’ を参照に、‘If you hurry, you can go freshen up first.’ のように復元可能である。

- (7) A₁: Miss, please buckle your seatbelt. We’ve been experiencing some turbulence.
 B: Oh, sorry. I was engrossed in this Dusty Marlowe novel. May I go freshen up first?
 A₂: *If you hurry.* We’ll be landing in Dallas in about twenty minutes.

このケースでは、解釈上、B の ‘May I go freshen up first?’ は A₂ の ‘If you hurry’ の「潜在的な主節」(potential main clause) とみなしうる (D’Hertefelt (2018: 14))。こうしたケースは一般に、脱従属化ではなく単なる主節の省略とみなされる。

次に、先行文脈に解釈的に依存する「独立」従属節の例として、Higashiizumi (2006) のとり上げる「独立 because 節」(independent because-clause, IBC) にふれておこう。この構文も、主節をもたないという点では十分に IC の候補となりうる⁵⁾。(8) を見てみよう。

- (8) Sara: ... I'm not so smart.
 Interviewer: Oh listen to her?
 Sara: I'm not, I don't think so 'cause I'm ...
 Interviewer: Listen to her? Yes, you are.
 Sara: 'cause I don't—I don't think so, ...
 (Higashiizumi (2006: 58))

Higashiizumi は、(8) の because ('cause) を談話標識 (discourse marker) として分析し、先行する談話との連続性 (continuation) を明示する働きをもつとしている (p. 103)。すなわち、IBC は先行する談話との関連でのみ用いられるという点で、談話への依存度が高く、コンテキスト外での使用には耐えない。結局、IBC は統語的には独立している、解釈的には談話に「従属」しているのである。その意味で、これは真の意味における「独立」した構文——従属節の 'main clause use' あるいは 'independent use' ——とはみなしえない、というのが D'Hertefelt および筆者の判断である。むしろこうした構文は「半独立」構文と呼ぶのがふさわしい。

では、このような従属節の「半独立用法」をどのように分析すべきか。鍵となるのは「依存性転換」(dependency shift) と呼ばれる現象である。これは本来、主節に依存する従位接続詞がしだいに作用域 (scope) を拡大し、談話それ自体への依存度を高めていくプロセスを指す (D'Hertefelt and Verstraete (2013: 97), D'Hertefelt (2018: 161), Mithun (2019) など)。依存性転換の結果、従位接続詞は「等位接続詞に近い」('coordinate-like')、より独立した文法的位置づけを獲得するという。

以上の点を、IBC の発達を例にとって説明しよう。

- (9) a. According to a spokesperson he does have tendinitis. It happened *because he uses the muscles in his strumming arm too much*.
 b. The shamed ex-spy, freed early after serving 14 years for offering secrets to the Russians, said: "I want to chill out and get used to

freedom. Then I want to look for a job. I would consider anything, even being a postman—after all, a job's a job. I have to consider anything *because who is going to employ me?*"
 (D'Hertefelt and Verstraete (2013: 97) ; 引用元の強調)

(9a) の because は、主節に依存する通常の従属接続詞 (subordinate conjunction) としての用法で、主節が叙述する状況が生じた理由を特定する働きをもつ。一方、(9b) の because は、先行する命題 ('I have to consider anything') それ自体というよりは、その命題を断定 (assertion) する理由を述べる点で、(9a) の because と機能的に異なる。これら 2 つの用法における because の機能的相違は、because が命題レベルの依存から談話レベルの依存へと作用域を拡大したことを反映している。また、この発達にともない、IBC では because に統語変化が生じ、本来 because 節では許されない疑問文の後続が可能となっている⁶⁾。また、従属節としての because 節と IBC の間には、韻律的 (prosodic) な違いも見られるという (Higashiizumi (2006: 65–67))。

IBC の段階に至ると、because は (9b) の段階よりさらに談話依存性を強め、いまや先行する談話との結びつきを合図する談話標識へと発達する。そしてひとたび依存対象が主節から先行談話へと変化すると、もはや because にとって主節は不要となる⁷⁾。これは依存対象の作用域の拡大に伴い、because が従位接続詞から等位接続詞に近い性質を獲得した——半独立性を獲得した——ことの統語的反映だといえる。結局、依存性転換と脱従属化の決定的違いは、前者が主節の脱落ではなく、従位接続詞の用法拡張 (usage extension) を主たるメカニズムとする点であろう。談話依存性の高さに加えて、関与するメカニズムの相違も、筆者が IBC をはじめとする「半独立従属節」を IC と認定しない根拠の 1 つである。

以上の点から、筆者は、「統語的独立」に加えて「解釈的独立」を IC の認定の必須条件とし、認定基準(iv)に以下のような修正を加える。

(iv) 構造的にも解釈的にも独立して用いられること

5. 慣習化の程度

Evans (2007: 370)によると、脱従属化は主節の省略と従属節の独立節としての再分析を通じて生ずる。Evansは後者のプロセスをくしくも「構文化」(constructionalization)と呼ぶが、これは筆者のいう、いわゆる構文化とはやや概念的に異なる。前者は、おおむね従属節から独立節への再分析(reanalysis)に近いものだと思われる⁸⁾。そして独立節としての働きが慣習化されて定着するとICの誕生へと至る。だが、いうまでもなく、慣習化の程度は多様である。したがって、従属節の独立節としての慣習化にも段階性が見られるのは当然である。また、構文の使用域は慣習化の程度に比例して広がる。これは独立節としての使用が定着するにつれて、使用の自由度が増し、コンテキスト外(out of context)での使用が容易になるからである(前田(2016))。

次に、どれぐらいの程度の慣習化をもって従属節をICとみなすべきかが問題となる。Evansは広い範囲の構文をICと認定するため、彼の認定基準はこの点についても曖昧である。この方針は、近年のEvans and Watanabe (2016b)でも踏襲されており、また、Heine et al. (2016)など多くの研究でも採用されている。しかし、使用域の広さと慣習化の度合いが密接に関連するとすると、独立節としての慣習化の程度はICを定義するうえで押さえるべき重要なポイントとなる。すなわち、前節で論じた談話への依存度と並んで、使用域の広さ——コンテキスト外での使用の自由さ——も節の独立性の高さを測る尺度の1つとなると考えられるのである。この点について筆者は、ICをコンテキスト自由(context-free)の使用にも耐えうる、定着度の高い構文に限定することを提案したい。この基準により、これまでICとして扱われてきた多くの構文がICのカテゴリーから除外される。

例えば、(1e)にあげた“If only ...”は、コンテキスト外での使用に耐えうる。その結果、この

ICは“out of the blue”の——先行文脈に省略部の解釈を復元する情報が乏しい、あるいは存在しない——コンテキストでも自由に使用できる(前田(2015))。例えば、(10)では、“If only ...”がモノローグの冒頭にきている。

(10) My sister's house was lost in June, little warning given. Her family escaped with the proverbial clothes on their backs, and when I last talked to her, she was trying to live with her in-laws in Greendale. Seven people in a trailer, a marriage straining like ... well, like every levee image you can devise ... and all she said was, “If only the rain would stop. That's all I want. Why is that too much to want?” ... (COCA)

このような“out of the blue”のコンテキストでは、コンテキスト依存度の高い構文や独立節としての定着度が低い従属節構造は使用できない。したがって、筆者の考えでは、コンテキスト外での使用の可否がそのままICの認定基準となる。

興味深いことに、Evans and Watanabe (2016: 5)は、筆者の主張とうらはらに、独立節として定着度の高いICを「通時的脱従属化」(diachronic insubordination)の例として「標準的」なICと区別する。すなわち、彼らは談話への依存度がより高く、しかも独立節としての慣習化の度合いの低い構文を典型的なICと考えるのである。彼らは通時的脱従属化を次のように定義する。

... the structures have been *constructionalized*⁹⁾ and are only subordinate in a historical, etymological sense. (引用元の強調)

この定義の‘only subordinate in a historical, etymological sense’の意味するところは、おそらく「もはや現在はいかなる依存性も示さない」ということだろう。そう解釈すれば、筆者の観点からすると「通時的脱従属化」こそが従属節の真の意味における「脱従属化」ということになる。逆に、Evans等が念頭に置くICの大半は、比較的慣習

化の程度が低く、コンテキスト依存度の高い、よって自律性の低い構文である。これは脱従属化の本来の概念化——従属節の**独立使用**——というコンセプトと矛盾する見解だと言わざるをえない。

結論を述べると、筆者は慣習化を通じてコンテキスト外での自由な使用が可能となった構文のみを IC として扱う。これが5つ目の認定基準である。

(v) コンテキスト外での使用に耐えること

上記の理由で、筆者は、Evans 等が「通時的脱従属化」(＝筆者のいう脱従属化)を特殊事例として他と区別する理由がまったく理解できない。前節で見たように、構文の独立性を脱従属化の定義の主軸だとすると、このタイプの構文は、むしろ最も「典型的」な IC とみなして然るべきではないか。

さて、以上で筆者が念頭に置く IC の認定基準が晴れて出そろった。そこで以下の議論では、(ii) の認定基準の是非に着目する。

6. 構文化, ゲシュタルト化, 脱記号化

以下の節の目的は、3節で提案した(ii)の判定基準——主節の脱落が関与する構文であること——に理論的・経験的裏づけを与えることである。この目的のためには、IC が脱落部を伴う構文と共通する特性をもつこと、そして主節の脱落が実際に生じたことを示す直接的な証拠を提示する必要がある。だが、まず本節では、筆者が念頭に置く構文化のモデルを概観しておきたい。

まず、「構文化」とは、文字どおり構文が誕生する通時的過程を指し、それは新たな意味と形式の対 (pairing) の創出へとつながる (Traugott and Trousdale (2013: 22))。また、筆者の考える構文化のメカニズムは、Bybee (2001, 2007, 2010, 2013) の提唱する使用基盤モデル (usage-based model) を根幹とし、それに筆者独自の見解を加味したものである (前田 (2016, 2018a, 2018b, 2019a, 2020a, 2020b, 2022a, 2022b))。まず、構文化の認知的基盤は「チャンク形成」(chunking) である (Bybee

(2010: 57))。これは任意の語列をひと塊の処理ユニットとして再構成する過程を指し、共起頻度の高い語列に優先して作用する。結果として生ずるチャンク (chunk) は、単体の処理ユニットとして全体的 (holistic) に処理され、その結果、構成要素はしだいに個別性を失っていく (Bybee (2010: 52))。創発後もさらに反復使用が継続すると、チャンクは認知的に強化されてますます定着化 (entrenchment) が進み、ついには確立した構文へと発達をとげる。チャンク形成に関して重要な点は、語列が構成素 (constituent) を成しているかどうか——語列間の意味的つながり——ではなく、あくまでも線形的な共起頻度に基づくことである。結局、語列を構成する項目間の共起頻度の高さが構文化の誘因となり、かつ触媒として働く。

図1は構文化の過程を簡略化し、図示したものである¹⁰⁾。

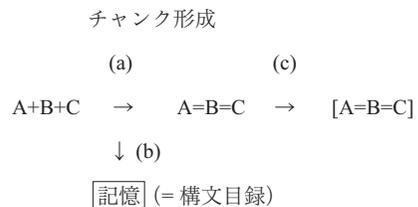


図1 構文化のモデル

まず、自由結合 'A+B+C' からチャンク形成をへて、チャンク 'A=B=C' が創発し ((a)), 新規の実例 (exemplar) として記憶 (memory), または「構文目録」(constructicon), に登録される ((b))。さらに 'A=B=C' が反復使用により認知的に強化されると、定着した構文 'A=B=C' の誕生へといたる ((c))。筆者のいう「構文化」とは、これら (a) から (c) までの過程の総称である。

次に、構文化に伴う意味変化に注目したい。図1のチャンク 'A=B=C' が定着すると、合成性 (compositionality) の縮減に拍車がかかる (Bybee (2013: 55))。これはよく知られた現象だが、そのメカニズムについての詳細な検討はいまだ十分になされていない。そこで筆者は1つの仮説を立てた。それによると、合成性の縮減は「ゲシュタル

ト化」と呼ぶ構文化に特有の意味変化の付随現象 (epiphenomenon) である。ゲシュタルト化とは、チャンクを構成する個々の要素の意味成分から全体的 (holistic) な解釈をもつ一枚岩的な「構文の意味」(constructional meaning) が創出される過程である (前田 (2016: 7-9))。そしてこの過程は、それぞれの項目の意味成分が「吸収」されて構文に転移し、続いて構文フレーム上で「混交」という形でモデル化できる (前田 (2016, 2018a, 2020a, 2022a))。やや煩瑣に思われるかもしれないが、個々の項目の意味成分が構文上で相互に溶け合い、「意味のかたまり」へと変化する様子をイメージすればわかりやすいだろう。実際、構文化の過程において個々の語が個性を失い、語列の合成性が縮減することは、いわば構文全体が単一の記号へと変化する事の必然的な帰結だといえる。ともあれ、上記のモデルにより、構文化の進行につれてチャンクの合成性が失われていく理由が明快に説明できる。

一方、構文の構成要素はゲシュタルト化をへて、いわば「意味の抜け殻」と化し、言語記号としての機能を喪失する (前田 (2018a: 120-121))。筆者は、このような要素を「偽記号」(false-sign) と呼び、偽記号が生ずる過程を「脱記号化」(designification) と呼ぶ。ひとたび要素が偽記号化すると、外適応 (exaptation) を通じて再機能化 (refunctionalization) されないかぎり、もはや自律して文法的機能を担うことはできない (前田 (2020a))。なお偽記号の典型例としては、ある種のイディオム切片 (e.g. ‘all of a sudden’ の all) や、‘one’s way’ 構文の way (e.g. I can worm my way back to my old spot.) など、構文に固定化された要素があげられる。とりわけ way のような構文の固定スロット (fixed slot) は、構文化の過程においてまっ先に脱記号化され、偽記号への道をたどる。だが、ここで断っておくが、偽記号は言語において決して珍しい存在ではない。しかも見かけ上は通常の要素と見分けがつきにくく、言語分析の際には細心の注意を要する。

さて、筆者が提案する構文化のモデルを概観したところで、次に本題に進み、筆者の仮説を提案

する。

7. 主節脱落説

脱従属化についての近年の提案はまさに多様というほかない。それを大別すると、3つのカテゴリーに大別できる¹¹⁾。まず、脱従属化研究の先駆者たる Evans (2007) は、IC が主節の省略 (ellipsis) を経て生ずると考えた。これを筆者は「主節省略説」と呼ぶ¹²⁾。一方、IC の派生に主節の省略が関与しないと考える研究者も少なくない (Heine et al. (2016) など)。これらの研究者は、そもそも IC は従属節由来ではなく、外見上の類似にも関わらず、従属節とは別起源の構文だと考える。本論ではこれを「並行構文説」と呼ぶが、これは IC を従属節由来と考えない点でまさに「コロンブスの卵」的な発想だといえる。この仮説には、なぜ従属節と瓜二つの構造が従属節と別構文として並存するのかといった大きな問題もあるが、本論では紙数の関係上、この仮説に対する経験的検証をあげるにとどめる。

上記2つの仮説に対して、筆者は IC が主節の脱落 (dropping) により従属節から派生されるとする第3の仮説をとる。これを「主節脱落説」という。この仮説によると、IC は複文内の従属節に由来し、主節の (省略でなく) 脱落により主節へと「格上げ」されたと考える。この仮説には、並行構文説にない主節省略説の先験的直観を保持しながら、一方で主節省略説の致命的問題を回避することができるという利点がある。だが、この筆者の仮説の意義を十分にご理解いただくためには、まずは次節で省略と脱落の違いと脱落の特性について明らかにする必要がある。

7.1 構文化の不随現象としての脱落

文献では、「省略」と「脱落」が明確に区別されることはまれで、研究者による用法の混同が頻繁に見られる。だが、前田 (2018a, 2018b) などが立証したように、両者が異なる現象であることは明らかである。両者の根本的な相違は、要素の欠落が言語変化を経ているものかどうかの違いである。

まず、省略は談話における私的な言語操作であ

り、それゆえ省略部の意味内容は談話の流れにおいて常に明白化されねばならない¹³⁾。この制約は、しばしば「復元可能性の制約」(recoverability condition, RC) と呼ばれる。以下は Quirk et al. (1972: 536) の定義である。

... words are ellipted only if they are uniquely recoverable, i.e. there is no doubt about what words are to be supplied ... What is uniquely recoverable depends on the context ...

この定義の ‘uniquely recoverable’ とは、省略部の解釈が必ず談話において唯一的に特定されねばならないことを意味する。さもなければコミュニケーションの破綻へとつながる。

例えば、(11)–(12) を見てみよう (‘#’ は適切な解釈が得られないことを示す)。

(11) A: You’ve convinced us.

B: ____ To buy my games? (= I’ve convinced you to buy my games?)

(12) #To buy my games?

(11B) の省略部の解釈は、(11A) の内容を参照すれば容易に復元できる。だが、‘To buy my games?’ を (12) のような ‘out of the blue’ のコンテキストで発話してみても、適切な解釈は得られない。要するに、コンテキスト外での省略は許されない。

一方、脱落は RC に従わない (前田 (2018a, 2018b))。言い換えれば、脱落部を伴う構文はコンテキスト外でもほぼ制約なしに使用できる。例えば、前田 (2020a) が「NEG 脱落」(NEG-dropping) と呼ぶ否定辞の脱落について考えてみたい。

(13) I could(n’t) care less. (どうでもいい)

この構文の解釈には、本来 not が不可欠だが、随意的に脱落する。Spears (1995: 201) によると、not のない変種は意味をなさない。すなわち、(13) では、not があってはじめて「どうでもいい」 (<「これ以上無関心になれない」) という解釈が

生ずるのである。ここで重要な点は、not の欠落が省略によるものではないということである。というのも、(14) に示すように、この構文は ‘out of the blue’ のコンテキストでもほぼ制約なく使用できるからである。一方、このような環境では省略は不可能である。

(14) I’m not a hater or a lover. *I could care less* what anyone says. I want results. Barney could be behind center for all I care, as long as he’s winning Superbowls. (COCA)

このように脱落が省略と異なったふるまいを示すのは、前者が構文化を前提とする言語変化の産物だからである (前田 (2018b))¹⁴⁾。

では次に、構文化によって脱落が生ずるメカニズムについて考えてみたい。まず、脱落が偽記号のみをターゲットにすると考えれば、構文化を経た構文だけに脱落が見られる理由が即座に説明できる。これは前節で論じたように、偽記号がゲシュタルト化、ひいては構文化の産物だからである。そもそも意味成分を失い、いわば「廃品」ともいえる偽記号がたとえ欠落しても、構文の解釈に目立った影響を与えないのは道理である。また、同じ理由から、偽記号が RC の適用範囲外に置かれているとしても不思議はない。一方、解釈面でも、脱落した要素の意味成分はゲシュタルト化を通じて構文的意味の一部となるため、要素それ自体が物理的 (音声的) に失われても解釈上の不都合はいっさい生じない。構文的意味には、脱落した要素の意味が内包されており、そもそも解釈が復元される必要すらないのである。

7.2 脱従属化と主節の脱落

ここで脱従属化の話に戻る。2 節では、脱従属化構文 (IC) の認定基準として主節の脱落の関与をあげた (認定基準(ii))。本節では、脱従属化が実際に主節の脱落を伴うことを経験的に示し、それをふまえて脱従属化を構文化の特殊例だと主張する。脱従属化における主節の脱落の関与を示す直接的な証拠となるのは、D’Hertefeldt (2018) が「極性逆転」(polarity reversal) と呼ぶ現象と筆者

が「ゼロ支配」(zero government) と呼ぶ現象である。これらはいずれも IC にかつて主節が実在したこと、そして現在も主節の意味成分が IC の構文的意味の中にそのまま保持されていることを示す証左となる。しかもこれは筆者が「解釈保存」と呼ぶ脱落の主要な特性を彷彿とさせる (7.1 節)。

まず、前節で指摘したとおり、省略と脱落のケースは、構文がコンテキスト外で制約なく使用できるかどうかによって峻別できる。これは省略部の解釈が談話の情報を通じて「復元」されねばならないのに対して、脱落部の解釈は復元可能性による制約を受けないからである。これまで提案してきた(i)から(v)までの認定基準をすべてクリアする——すなわち、筆者が IC と認定する——構文は、どれもコンテキスト外で制約なく使用できる。このことから、筆者のいう脱従属化には主節の省略が関与していないと断言できる。単純な事実ながら、これは「主節省略説」に対する致命的な反証となる。これにより、まず 3 つの仮説のうち「主節省略説」が落伍し、後には「並行構文説」と「主節脱落説」の 2 つが残る。

では、まず「極性逆転」から主節の脱落を示す直接的な証拠を見ていこう。先の (13) の例では、not の脱落のため、not をもたない変種は外見上肯定文と同じとなるが、解釈上は否定文である。この例のように、構文形式と極性解釈のミスマッチを示すケースを「極性逆転」と呼ぶ (D'Hertefelt (2018))¹⁵⁾。筆者が前田 (2022b) で示したように、IC のなかにも極性逆転を示すものがある。例えば、(1a) の構文は否定辞をもたないが、否定文として解釈される (Haiman (1995: 330))。また、(1b) も否定辞をもたないが、否定文として解釈される (Jespersen (2017: 27))。逆に、(1c) には not があるが、こちらは肯定文として解釈される。これらの例が極性逆転を示す理由は、(1a-c) において脱落した主節がいずれも否定を表したからだと考えられる。要するに、IC に見られる極性逆転は、否定を表す主節の脱落によって生ずると考えられるのである (前田 (2022b))。

ここで極性逆転が生ずるメカニズムについて考

えてみたい。まず、上述のように、(17a) (= (1a)) は、(17b) から主節 'it's not' の脱落によって生じたものと考えられる (cf. 鈴木・安井 (1994: 310-311))¹⁶⁾。

- (17) a. Like I'm jealous of that! (= I'm *not* jealous of that.)
 b. It's not like I'm jealous of that! (同上)

さて、(17) の極性解釈は、主節の否定辞 not と補文の極性が相関する結果として生ずる。例えば、(17b) は (18A) の極性相関のパタンを示す。主節と補文がそれぞれ「否定-肯定」となる (18A) のパタンでは、文全体の極性は否定となる。

(18) 極性の相関

	主節	従属節	極性
(A)	否定	肯定	否定
(B)	否定	否定	肯定

一方、(18B) の「否定-否定」のパタンでは、主節と補文の否定が互いに相殺しあって文全体の極性は肯定となる。これは標準英語が 2 重否定を用いないことから、複数の否定辞が互いを打ち消しあって肯定となるのである。実際、(19b) は肯定の解釈を帯びる¹⁷⁾。

- (19) a. Like he hadn't located her place earlier in the movie via tracking device ... (COCA)
 b. It is not like he hadn't located her place earlier in the movie via tracking device ...

では、(17b) と (19b) の主節 'it's not' が脱落するとどうなるのか。それを図示したのが (20) である (アミカケは脱落した主節を示す)。

(20) 極性の相関

	主節	従属節	極性
(A)	否定	肯定	否定
(B)	否定	否定	肯定

- (23) a. *Ut illum di perduint.*
 ‘May the gods destroy him!’
 b. *Ne vivam si scio.*
 ‘May I not live, if I know.’
 (Lakoff (1968: 177))

しかも (23) は願望を表すという点でも (22) と共通している。この意味的類似性からすると、(23) の *ut* 節および *ne* 節は、*volo* クラスの動詞を核とする主節の脱落により生じた IC だと考えられる。すなわち、*ut* および *ne* は主節とともに脱落した *volo* クラスの動詞の補文標識／否定辞支配の痕跡とみなしうる。そうだとすると、このケースでもやはり、脱落した主節動詞がなお補文に対して支配関係を維持しているか、あるいは脱落以前の支配関係が固定化された名残であるかのいずれかであろうと考えられる。どちらが正しいとしても、(23) の *ut* や *ne* は、主節がかつて実在したことを雄弁に物語っている。そう考えなければ、特定の解釈を示す IC のみが *ut* および *ne* を伴うのはなぜか説明に窮するだろう。このように、IC に見られるゼロ支配もまた「主節脱落説」の強い証拠となる。その一方で、「並行構文説」に対しては強い反証となる。

以上のように、IC に見られる極性逆転およびゼロ支配は、少なくともいくつかの IC においてかつて主節が実在したことを強く示唆している。しかもこれらの現象は、いずれも上述の3つの仮説のうち「主節脱落説」のみを支持する。それどころか、これらの現象を示す IC の発達に主節の脱落が関与することが明らかだとすれば、他の IC においても主節の脱落が関与しないと考える理由はない。よって筆者は**主節の脱落こそが脱従属化の主たるメカニズムだ**と主張したい。これこそが本論の結論である。

この結論に基づき認定基準の1つとして提案したのが(ii)である。

- (ii) 発達過程において主節の脱落が関与すること

最後に、この認定基準が脱従属化に対してもつ

示唆について簡単に考察して本節を締めくくる。前田 (2018a, 2018b) など論じたように、(i)脱落はゲシュタルト化、ひいては構文化によって可能となると考える十分な根拠がある。また、(ii)極性逆転およびゼロ支配の観察から、脱従属化の主たるメカニズムが主節の脱落であることが示唆される。これらの前提から得られる三段論法により、(iii)**脱従属化が構文化の特殊例だ**とする上記の結論が導かれる。結局、ICの本質を突き詰めると、脱従属化は構文化の付随現象であり、それゆえ構文化のメカニズムによって説明できるという展望が得られる。ただしこの暫定的な結論は今後、より広い視点から検討する必要があることは言うまでもない。

8. 結論

現時点では、脱従属化の本質は十分に明らかにされておらず、また、どの範囲の構文を IC とみなすべきかという点について共通見解が存在しない。そこで本論では、IC の認定条件の子細な検討を通じて脱従属化の本質へのアプローチを試みた。すでに文献において指摘された IC の認定基準に加えて、筆者が独自に提案するものを加えたのが次の認定基準のリストである。

- (i) かつて他の節に対して従属関係にあったことが実証可能であること
- (ii) 発達過程において主節の脱落が関与すること
- (iii) 従属を合図する何らかの標識（の痕跡）を示すこと
- (iv) 構造的にも解釈的にも独立して用いられうること
- (v) コンテキスト外の使用に耐えうること

これらの基準から浮かびあがってくる IC 像は、「従属節に由来し、現在もその形態統語的な名残をとどめ、また、コンテキスト外での使用にも耐えうる真の独立節としてふるまう、主節の脱落を通じて生じた構文」というものである。この IC 像は、脱従属化の研究に従事する多くの研究者が採用するものと較べてはるかに制限力が強い。そ

のため、(i)-(v)の認定基準により、過去の文献においてICとして扱われてきた多くの構文がICのカテゴリーから除外される。制限を強くする方針には批判もあるが、これは「かつての従属節の独立使用」という脱従属化の特徴づけを忠実に追求した結果である。むしろICの定義に一定の制限力がなければ、ICの範囲は大幅に拡大し、ついには主節の省略と脱従属化の区別さえも曖昧になりかねない。しかもこれでは「従属節の独立使用」という脱従属化の核心的定義が有名無実になりかねない。結局、本論で提案する制限力の強いICの定義を採用しなければ、脱従属化を有意義な形で定義することは困難なのである。

注

- 1) (2)にあげた例はいずれも参考のために自作した例である。
- 2) 詳しくは、Croft (2001)を参照。
- 3) よく知られているように、ドイツ語やオランダ語などいくつかのゲルマン系諸語では、定形動詞の配置に関して主節と従属節の非対称性が見られる。主節では文頭にくる要素と無関係に定形動詞が2番目の位置を占めるのに対して、従属節では通常定形動詞は節末の位置に置かれる (Haider and Prinzhorn (1986)など参照)。
- 4) 例えば、Evans (2007), Hilpert (2013: 211), Heine et al. (2016: 53–54), Schwenter (2016), Gras (2016)などを参照。
- 5) 実際、Hilpert (2013: 211)やHeine et al. (2016: 53)などはこの構文をICとして扱う。
- 6) 従属節としてのbecause節では、独自の発語内の力をもたないことから、通常疑問文のようないわゆる主節の現象 (root phenomenon) は許されない。
- 7) これはIBCにとって先行談話が「主節」として働くようになるからである (D’Hertefelt (2018))。
- 8) 筆者の考える構文化については、6節を参照。
- 9) 前述のように、Evans (2007)やEvans and Watanabe (2016)のいう‘constructionalization’は筆者が「構文化」と呼ぶものとやや概念的に異なることに注意されたい。
- 10) 表記について：図の‘+’は自由結合を、‘=’はチャックの関係を、‘[...]’は定着した構文フレームを表す。
- 11) 本論では、紙数の関係上、先行研究の詳細は割愛させていただき、それらについては稿を改めて論じ

たい。

- 12) ただしEvansはGrosz (2012)などの強い反論を受け、あっさりと主節脱落説を放棄してしまう (Evans and Watanabe (2016b))。
- 13) これは省略が個人の言語操作であるために空所の解釈を支える慣習がなく、聞き手との共通認識が得られにくいからである。
- 14) より具体的には、脱落は構文化によって可能となるというのが筆者の主張である (前田 (2018a))。詳しくは、前田 (2016, 2018a, 2020a, 2020b, 2022a, 2022b)を参照。
- 15) 本論では、構文全体が否定であることを明示的に示す要素を含まないケースのみを極性逆転とみなす。要するに、構文形式上、否定文もしくは肯定文として意味をなさないケースのみを極性逆転とみなすのである。一方、仮定法過去の動詞のように、解釈上否定的含意を伴い、それによって肯定文が否定的解釈を帯びる場合はそのかぎりではない (前田 (2022b))。
- 16) (17b)は説明のために自作した例である。
- 17) (19b)は説明の便宜のために自作した例である。

参考文献

- Beijering, Karin, Gunther Kaltenböck and Mara Sol Sansiena (eds.) *Insubordination: Theoretical and Empirical Issues*, Mouton de Gruyter, Berlin.
- Beijering, Karin and Muriel Norde (2019) “Adverbial Semi-insubordination Constructions in Swedish: Synchrony and Diachrony,” in Karin Beijering, Gunther Kaltenböck and Mara Sol Sansiena (eds.), 79–106.
- Bybee, Joan (2001) *Phonology and Language Use*, Cambridge University Press, Cambridge.
- Bybee, Joan (2007) *Frequency of Use and the Organization of Language*, Oxford University Press, Oxford.
- Bybee, Joan (2010) *Language, Usage and Cognition*, Cambridge University Press, Cambridge.
- Bybee, Joan (2013) “Usage-based Theory and Exemplar Representations of Constructions,” in Thomas Hoffmann and Graeme Trousdale (eds.), *The Oxford handbook of Construction Grammar*, Oxford University Press, Oxford, 49–69.
- Christensen, Tanya K. and Lars Heltoft (2010) “Mood in Danish,” in Björn Rothstein and Rolf Thieroff (eds.), *Mood in the Languages of Europe*, John Benjamins, Amsterdam, 85–102.
- Cristofaro, Sonia (2003) *Subordination*, Oxford University Press, Oxford.
- Croft, William (2001) *Radical Construction Grammar:*

- Syntactic Theory in Typological Perspective*, Oxford University Press, Oxford.
- D’Hertefelt, Sarah (2018) *Insubordination in Germanic: A Typology of Complement and Conditional Constructions*, Mouton de Gruyter, Berlin.
- D’Hertefelt, Sarah and Jean-Christophe Verstraete (2014) “Independent Complement Constructions in Swedish and Danish: Insubordination or Dependency Shift?,” *Journal of Pragmatics* 60: 89–102.
- Durrell, Martin (2011) *Hammer’s German Grammar and Usage* (5th ed.), Routledge, London.
- Dwyer, Arianne M. (2016) “Ordinary Insubordination as Transient Discourse,” in Nicholas Evans and Honoré Watanabe (eds.), 183–208.
- Evans, Nicholas (2007) “Insubordination and its Uses,” in Nikolaeva, Irina (ed.), *Finiteness: Theoretical and Empirical Foundations*, Oxford University Press, Oxford, 366–431.
- Evans, Nicholas and Honoré Watanabe (2016a) *Insubordination*, John Benjamins, Amsterdam.
- Evans, Nicholas and Honoré Watanabe (2016b) “The Dynamics of Insubordination: An Overview,” in Nicholas Evans and Honoré Watanabe (eds.), 1–37.
- Goldberg, Adele E. (2006) *Constructions at Work: The Nature of Generalization in Language*, Oxford University Press, Oxford.
- Gras, Pedro (2016) “Revisiting the Functional Typology of Insubordination: Insubordinate *Que*-constructions in Spanish,” in Nicholas Evans and Honoré Watanabe (eds.), 113–144.
- Grosz, Patrick G. (2012) *On the Grammar of Optative Constructions*, John Benjamins, Amsterdam.
- Haider, Hubert (1986) “V-Second in German,” in Hubert Haider and Martin Prinzhorn (eds.), 49–75.
- Haider, Hubert and Martin Prinzhorn (eds.) (1986) *Verb Second Phenomena in Germanic Languages*, Foris Publications, Dordrecht.
- Haiman, John (1995) “Moods and MetaMessages: Alienation as a Mood,” in Joan Bybee and Suzanne Fleischmann (eds.), *Modality in Grammar and Discourse*, John Benjamins, Amsterdam, 329–345.
- Haspelmath, Martin (2007) “Coordination,” in Timothy Shopen (ed.), *Language Typology and Syntactic Description* (2nd ed.), Cambridge University Press, Cambridge, 1–51.
- Heine, Bernd, Gunther Kaltenböck and Tania Kuteva (2016) “On Insubordination and Cooptation,” in Nicholas Evans and Honoré Watanabe (eds.), 39–63.
- Higashiizumi, Yoko (2006) *From a Subordinate Clause to an Independent Clause: A History of English Because-clause and Japanese Kara-clause*, Hitsuzi Shobo Publishing, Tokyo.
- Hilpert, Martin (2013) *Constructional Change in English: Developments in Allomorphy, Word Formation, and Syntax*, Cambridge University Press, Cambridge.
- Huddleston, Rodney (1984) *Introduction to the Grammar of English*, Cambridge University Press, Cambridge.
- Jespersen, Otto (1917) *Negation in English* (2nd ed.), Ejnar Munksgaard, København.
- Kaltenböck, Gunther (2019) “Delimiting the class: A typology of English insubordination,” in Karin Beijering, Gunther Kaltenböck and Mara Sol Sansiena (eds.), 167–198.
- Lakoff, Robin (1968) *Abstract Syntax and Latin Complementization*, MIT Press, Cambridge, MASS.
- 前田満 (2015) 「構文化としての脱従属化—If only 祈願文の事例を通じて—」秋元実治・青木博史・前田満 (編) 『日英語の文法化と構文化』, ひつじ書房, 東京, 107–145.
- 前田満 (2016) 『史的構文研究』博士論文, 立正大学.
- 前田満 (2018a) 「gold だけでなぜ「金メダル」?—省略と意味変化—」米倉綽・中村芳久 (編) 『英語学が語るもの』, くろしお出版, 東京, 109–125.
- 前田満 (2018b) 「脱従現象と構文化」口頭発表, 日本英文学会中部支部第70回大会, 於愛知学院大学.
- 前田満 (2019a) 「半動名詞の発達と構文化」『近代英語研究』第35号, pp. 59–84.
- 前田満 (2019b) 「動名詞主語をもつ半動名詞の意味するもの」ms., 愛知学院大学.
- 前田満 (2020a) 「構文化から見た外適応と文法化」『人間文化』第35号, 21–43.
- 前田満 (2020b) 「英語史に見る否定要素の脱落」口頭発表, 言語変化・変異研究ユニット第6回ワークショップ.
- 前田満 (2021) 「半動名詞の発達再考」『文学部紀要』第50号, pp. 41–56.
- 前田満 (2022a) 「構文のゲシュタルト性と構文解釈の恣意性」田中智之他 (編) 『言語の本質を共時的・通時的に探る』開拓社, 東京, 340–352.
- 前田満 (2022b) 「否定要素の脱落と構文化」小川芳樹他 (編) 『コーパスからわかる言語変化・変異と言語論3』開拓社, 東京, 130–142.
- Mithun, Marianne (2019) “Sources and Mechanisms,” in Karin Beijering, Gunther Kaltenböck and Mara Sol Sansiena (eds.), 29–54.
- Quirk, Randolph, Sidney Greenbaum, Geoffrey Leech, and

- Jan Svartvik (1972) *A Grammar of Contemporary English*, Longman, London.
- Schwenter, Scott A. (2016) “Independent *Si*-clauses in Spanish: Functions and Consequences for Insubordination,” in Nicholas Evans and Honoré Watanabe (eds.), 89–112.
- Short, David (1993) *Czech*, Teach Yourself, London.
- Spears, Richard A. (1995) *Slang American Style* (2nd ed.), NTC Publishing Group, Chicago.
- 鈴木英一・安井泉 (1994) 『動詞』 研究社.
- Traugott, Elizabeth C. and Graeme Trousdale (2013) *Constructionalization and Constructional Changes*, Oxford University Press, Oxford.
- Van Linden, An and Freek Van de Velde (2014) “(Semi-) autonomous Subordination in Dutch: Structures and Semantic-pragmatic Values,” *Journal of Pragmatics* 60, 226–250.
- Verstraete, Jean-Christophe (2007) *Rethinking the Coordinate-Subordinate Dichotomy*, Mouton de Gruyter, Berlin and New York.
- Wiemer, Björn (2019) “On Illusory Insubordination and Semi-insubordination in Slavic: Independent Infinitives, Clause-initial Particles and Predicatives Put to the Test,” in Karin Beijering, Gunther Kaltenböck and Mara Sol Sansiena (eds.), 107–166.